

ストップ!ポイ捨て



道路交通法第76条第4項違反

- 道路上の人や車を損傷するおそれのある物件を投げる行為
- 進行中の車などから物件を投げる行為

罰則・・・5万円以下の罰金！！

徳島県警察本部